

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	子ども手当支給事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	子育て支援課			
	事業期間	平成22年度			～	平成23年度		担当係	子育て支援係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		12 子育て支援		3 子育て中の親を支援する				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	3	目	2	大	7	中	1
	根拠法令・個別計画	子ども手当法									
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	100 %		委託	0 %		助成	0 %		
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを社会全体で応援する。									
	内容 (手段)	<p>○23年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を社会全体で応援すべく、子ども手当を支給した。 ・出生の翌日から15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している保護者に対して、6月、10月、2月に手当を支給した。 1人につき、1ヶ月13,000円 所得制限なし ・10月からは特別措置法に変わり、手当額を変更し、支給した。 <p>0～3歳 15,000円 3歳から12歳 第1・2子 10,000円 第3子以降15,000円 中学生 10,000円</p> <p>【直接経費の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品、印刷費等(1,070千円) 通信運搬費(郵便)(4,321千円) 扶助費(手当支給額)(3,175,717千円) <p>○24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ヶ月分を6月に支給する。 ・24年度4月分から児童手当に変更となる。 									
受益者負担	無										

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	0	2,786,836	3,181,108	515,990	
		正職員	従事者数	人	0.00	1.40	1.50	0.15
			人件費	千円	0	7,446	7,978	797
		その他職員	従事者数	人	0.00	3.00	3.00	0.00
			人件費	千円	0	4,047	3,892	0
		費用合計		千円	0	2,798,329	3,192,978	516,787
	対前年比		%		#DIV/0!	114.1	16.1	
財源	一般財源		千円	0	421,574	444,202	65,549	
	国・県支出金		千円	0	2,376,755	2,748,776	451,238	
	その他財源		千円	0	0	0	0	

業 績	活動指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	手当の支給回数	回	目標	-	3	2	/
			実績	-	3	2	
			目標				/
			実績				
			目標				/
			実績				
	成果指標名		単位	H21	H22	H23	H24
	延受給者数	人	目標	-	221,950	260,586	/
			実績	-	213,927	256,215	
		目標				/	
		実績					

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	市民の方へ、子ども手当について、広く周知することが出来た。また、必要な手続き等を、スムーズに行うことが出来た。 6月、10月、2月の定期支払をした。また、必要に応じて適切に支払いをした。	
		事業実施における課題等	平成24年度から児童手当に変わるため、制度に周知が必要である。 また、平成23年10月から特別措置法が施行され、申請が必要であるが、未申請の方への周知が必要である。	
		事業を縮小・廃止したときの影響	子育てをしている世帯の経済的負担の軽減がなくなり、実質的負担感が増加する。 子どもにかかる費用が減少し、健全な育成が危ぶまれる。 少子化が加速する。 (子ども手当法に定められているため、市の判断で縮小・廃止はできない。)	
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持	
		判定理由	新しい制度にもかかわらず、大きな混乱もなく事務を効率的に行うことが出来たが、24年度から児童手当に戻り、25年度以降も継続されるため。 なお、2年間の時効までは市で未支給分の対応を実施する必要がある。	
		改善案等	HPや広報で児童手当を周知する。また、6月に対象者全員に発送する現況届に制度の案内チラシを同封させ、周知を図る。 特別措置法の未申請者への申請督促を発送する。	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。(平成24年4月から既に「子ども手当」から「児童手当」に戻っているが、2年間は遡り支給分が発生する可能性がある。)